

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正												
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="181 632 497 831"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進機構</td> </tr> <tr> <td>テニュアトラック推進機構</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニュアトラック推進機構	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 632 1498 874"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進機構</td> </tr> <tr> <td>テニュアトラック推進機構</td> </tr> <tr> <td>グローバルイノベーション研究機構</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	テニュアトラック推進機構	グローバルイノベーション研究機構	
組織及び施設の名称													
女性未来育成機構													
環境リーダー育成センター													
イノベーション推進機構													
テニュアトラック推進機構													
組織及び施設の名称													
女性未来育成機構													
環境リーダー育成センター													
イノベーション推進機構													
テニュアトラック推進機構													
グローバルイノベーション研究機構													

附 則 (経規程第8号)

この規則は、平成26年6月23日から施行する。